

令和4年度 国・都の施策及び予算に関する要望事項（特別区長会独自要望）について

1 取りまとめ方針（R2.10.30 特別区企画・財政担当部長会了承）

- (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
- (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
- (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
 - ア 都区財政調整に関する事項
 - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
 - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
- (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
- (5) 継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
- (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、要望内容の重点化を図る必要がある。各区提出数は、全国市長会要望、区長会独自要望（国・都）各5事項以内とする。
- (8) 選定基準
 - ア 政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
 - イ 重要性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項について特に優先度の高いもの
 - ウ 実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
 - エ 具体性：具体性に欠けるスローガンのような要望ではなく、各区において、現実に問題となっているような事例がある事項
 - オ 緊急性：長期的な懸案事項ではなく、各区が当面する懸案事項

2 要望事項

別紙のとおり

3 スケジュール

令和3年2月下旬	特別区長会事務局へ要望事項の提出
令和3年6月	特別区長会総会で要望事項の決定
7～8月	国・都への要望活動の実施

【国の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された6件を、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 令和元年度 (令和3年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	児童相談所設置の促進について	特別区の児童相談所設置に向けて、必要な財源措置を行うこと。	子ども家庭部	※児童相談所設置の促進について (子ども家庭部)
2	学童クラブ事業への財政支援の拡充について	学童クラブ事業について、施設整備に関する費用への補助額を拡充するとともに、賃借料補助については、地域により賃料相場に格差があることを踏まえ、適切な補助額となるよう拡充すること。	教育推進部	新規
3	障害者福祉施策について	障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るため、相談支援専門員が専従職員として、サービス等利用計画の作成業務に従事できるよう報酬額を増額するなど、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。	福祉部 保健衛生部	※障害福祉施策の充実について (福祉部・保健衛生部)
4	ふるさと納税制度の見直しについて	税源の偏在是正に、税額控除制度を利用しないこと。 ふるさと納税による税収への影響が増大しているため、返礼品目当てではない本来の主旨に立ち返った制度とすること。 本来国が負担すべき控除や、制度による事務負担を補填すること。	総務部	※ふるさと納税制度の見直しについて (総務部)
5	予防接種について	予防接種の公費助成や法定接種化に伴い、自治体の費用負担が増加することがないように、地方交付税によらない財政措置を講じること。ワクチン不足が生じないように、ワクチンの安定供給策を十分に講じること。	保健衛生部	※予防接種について (保健衛生部)

No.	件名	概要	所管	【参考】 令和元年度 (令和3年度要望) ※印は本区から区長会 事務局へ提出した事項
—	指定管理者制度における指定管理者への財政的支援について	指定管理者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休館や事業の中止等が長期化しており、収入が減少しているため、国による財政的支援を行うこと。	アカデミー推進部	※文化芸術施設への支援制度の拡充及び指定管理者制度における指定管理者への支援について (アカデミー推進課)

※各区の要望事項提出数は5事項以内とされているが、「指定管理者制度における指定管理者への財政的支援について」は新型コロナウイルス感染症対策に係る要望事項のため、枠外として提出した。

【都の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された6件のうち次の5件を選定し、特別区長会事務局へ提出した。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 2020年度(令和2年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	東京都保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業の継続について	保育人材の確保、定着及び離職防止を図るためには、今後も保育運営事業者への継続的な支援が必要であることから、令和4年度以降についても東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を引き続き実施すること。	子ども家庭部	※東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業の継続について (子ども家庭部)
2	児童相談所設置の促進について	特別区の児童相談所設置に向けて、必要な財源措置と人材育成の支援を実施すること。	子ども家庭部	※児童相談所設置の促進について (子ども家庭部)
3	医療的ケア児保育支援事業への補助の実施について	医療的ケア児保育支援事業の実施に当たり、国が実施するモデル事業を活用しているが、その場合、都の補助は対象外となっている。 支援事業を安定的に実施していくため、国による補助と併用可能とするなど、補助制度の充実や支援策の拡充を行うこと。	子ども家庭部	新規
4	学童クラブ事業への財政支援の拡充について	民間事業者の学童クラブ事業への参入を促進し継続的な運営を支援するため、施設整備に関する費用への補助額を拡充するとともに、賃借料補助については、都心部における賃料相場を踏まえ、都として適切な支援を実施すること。	教育推進部	新規

No.	件 名	概 要	所 管	【参考】 2020年度（令和2年度要望） ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
5	配偶者暴力防止への支援体制強化について	<p>広域的な被害者支援体制の継続と、国籍・性別等に対応したシェルターや、就業・就学支援のための施設を整備すること。</p> <p>被害者の若年化や、家庭内における子どもたちへの被害防止のため、関係機関との連携強化による総合的な支援体制を構築すること。</p> <p>男性からの相談や、SOGIに係る相談が増加傾向にあることを踏まえ、安全な被害者保護施設と相談体制を整備すること。</p> <p>加害者に対する更生プログラムを研究し、早期に導入すること。</p>	総務部	<p>※配偶者暴力防止への支援体制強化について（総務部）</p>
	放置自転車対策等の推進	<p>自転車等駐車場の整備用地として、都が管理する道路・遊休地等の無償提供をさらに進めること。</p> <p>都が管理する道路及び都営交通機関の駅周辺などにおいて、放置し、又は駐車する自転車等を主体的に整理、撤去等を行うこと。</p> <p>都営地下鉄等の交通事業者に対し、駅前駐輪施設の整備を指導すること。</p> <p>区が行うコミュニティサイクル事業に対する協力・支援を行うこと。</p> <p>サイクルポート用地に係る固定資産税等について、マンション等の敷地に係る減額措置及び学校等の敷地に係る非課税措置の継続等、地権者の税負担の軽減を行うこと。</p>	土木部	<p>※放置自転車等対策の推進について（土木部）</p>